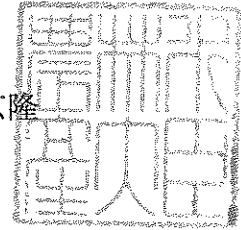


21消安第9092号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の輸入の承認をすること。

豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン
（フルシューア ER）

- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

- (1) ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）
- (2) ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤
（マリンディップ）

- 3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査すること。

- (1) 鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン（バーサ・BDA）
- (2) 豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研、ピッグウィーン-EA”）
- (3) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH）
- (4) 鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン
（日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン（Neca））

